

高知県公安委員会告示生企第17号

行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第1号イ及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第41条第1項の規定により、聴聞を次のとおり開催する。

令和8年7月1日

高知県公安委員会委員長 松尾 晋次

- 1 聴聞の件名
行政手続法第13条第1項第1号イ及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第41条第1項の規定に基づく聴聞（令和8年）第3号
- 2 聴聞の期日
令和8年7月13日（月）午後3時30分
- 3 聴聞の場所
高知市丸ノ内二丁目4番30号 高知県警察本部聴聞室